

君津市空家等の適切な管理に関する条例の骨子（案）について

市民環境部

1 条例案の趣旨、目的及び背景

適切に管理されていない空家等が全国的に増加している中で、空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、平成27年に施行された。

本市においても、空家等に対する対策を効果的に推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を条例で定めようとするものである。

2 条例案の概要

別紙のとおり

3 条例案の施行期日

平成31年4月1日 施行

4 まちづくり意見公募手続

(1) 意見提出期間

平成30年9月3日（月）から平成30年10月5日（金）まで

(2) 周知方法

広報きみつ9月号、市のホームページ、自治会回覧

(3) 資料の入手方法

ア 閲覧：環境衛生課、行政センター、公民館、コミュニティセンター、中央図書館、市のホームページ

イ 配布：環境衛生課、市のホームページからのダウンロード

(4) 意見の提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メール

(5) 提出・問合せ先

環境衛生課 Tel 0439-56-1221 Fax 0439-56-1629

E-mail kankyo-e@city.kimitsu.lg.jp

5 今後のスケジュール

- 平成30年 9月 1日 広報きみつ掲載
- 9月 6日 自治会回覧
- 9月 3日～10月 5日 まちづくり意見公募手続
- 10月30日 主管課長会議
- 11月 6日 庁議
- 11月中旬 議会報告
- 11月中旬 自治会回覧
- 12月 1日 広報きみつ掲載
- 12月 3日～ 2月28日 結果及び最終案の公表

君津市空家等の適切な管理に関する条例の骨子（案）

第1 趣旨

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めるものです。

第2 定義

この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によります。

第3 当事者間における解決の原則

空家等が適切に管理されていないことに起因して生ずる被害に関しては、当事者間において解決を図ることを原則とします。

第4 空家等審議会

- 1 次に掲げる重要事項を調査審議するため、君津市空家等審議会（以下「審議会」といいます。）を置くものとします。
 - (1) 空家等の危険度の判定に関する重要事項
 - (2) 空家等に対する措置に関する重要事項
 - (3) その他空家等の適切な管理に関する重要事項
- 2 審議会は、委員5人以内で組織します。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) その他市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とします。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 5 委員は、再任することができるものとします。
- 6 1から5に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第5 軽微な安全措置

- 1 市長は、空家等が適切に管理されていないことに起因する人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため緊急の必要があると認めるときは、飛散する恐れのある部材の移動その他規則で定める必要最小限の軽微な措置を講ずることができるものとします。
- 2 市長は、1の措置を講じたときは、当該措置を講じた空家等の所有者等に当該措置の内容を通知するものとします。ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでないものとします。

第6 緊急代行措置

- 1 市長は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告を行った場合において、所有者等からこれらに係る措置を履行することができない旨の申出があったときは、当該申出に正当な理由があり、かつ、緊急に当該措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置に要する費用を所有者等が負担することその他規則で定める事項について所有者等の同意を得て、当該措置を講ずることができるものとします。
- 2 市長は、1の措置を講じたときは、所有者等から当該措置に係る費用を徴収するものとします。

第7 公表

- 1 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた特定空家等の所有者等が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができるものとします。
 - (1) 当該命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 当該命令の対象となった特定空家等の所在地
 - (3) 当該命令の内容
- 2 市長は、1により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に、意見を述べる機会を与えなければならないものとします。

第 8 警察その他の関係機関との連携

市長は、次の(1)又は(2)に掲げる場合において必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に、当該(1)又は(2)に定める事項を提供し、必要な協力を求めるものとします。

- (1) 法第 9 条第 2 項の規定による立入調査を行う場合 空家等に関する情報
- (2) 特定空家等に関し必要な措置を講ずる場合 法第 1 4 条第 1 項の規定による助言若しくは指導、同条第 2 項の規定による勧告又は同条第 3 項の規定による命令の内容

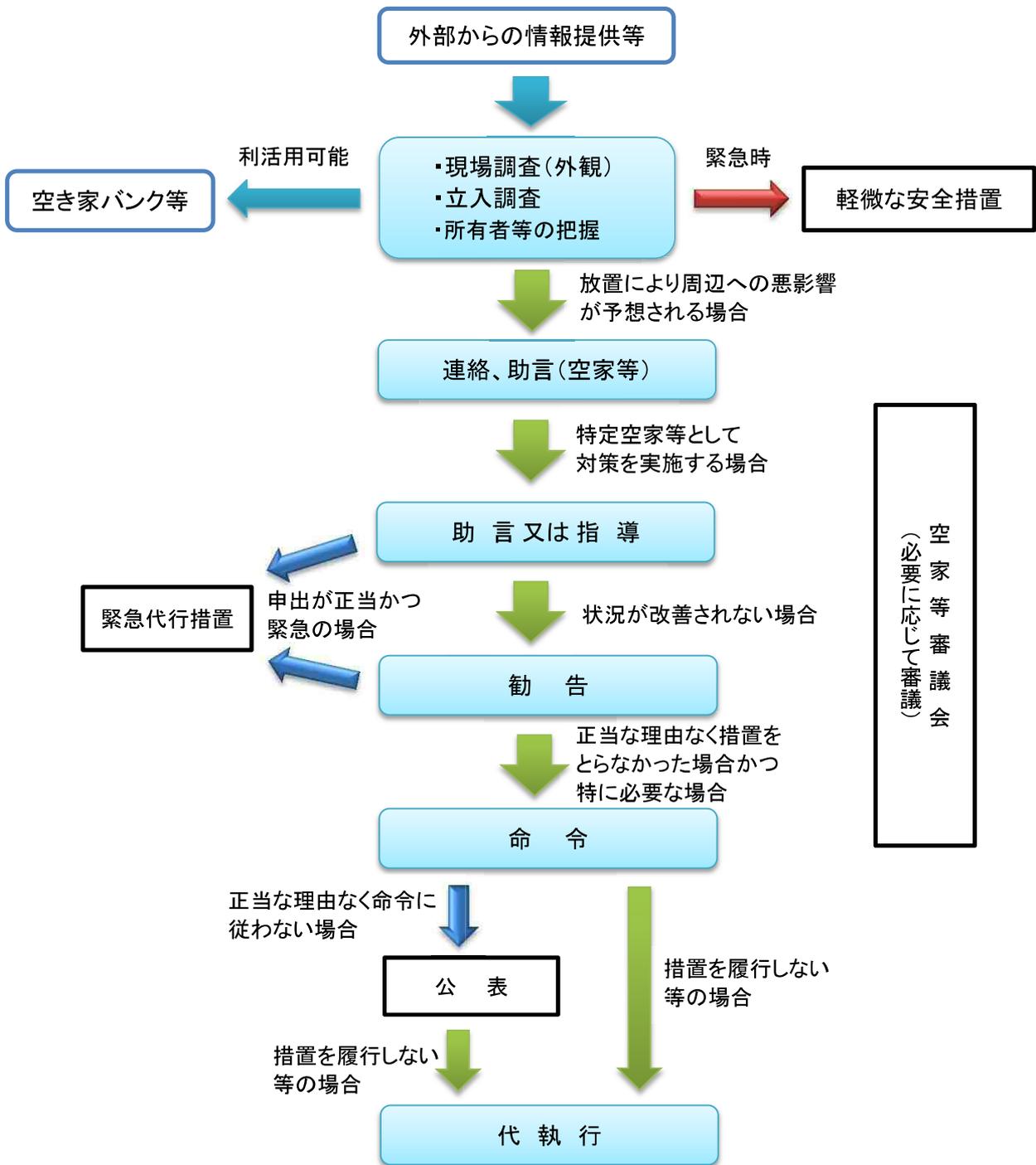
第 9 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

第 1 0 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日とします。

空家等に対する対応イメージ



※法・・・空家等対策の推進に関する特別措置法

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（平成26年11月27日）

（法律第127号）

（定義）

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（立入調査等）

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3～5 省略

（所有者等による空家等の適切な管理の促進）

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

（特定空家等に対する措置）

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4～8 省略

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15 省略